

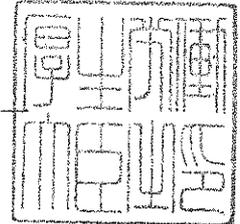


厚生労働省発食安0820第1号  
平成21年 8月20日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 舛添 要



食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、平成20年2月4日付け厚生労働省発食安第0204001号をもって、同法第11条第1項に規定する下記事項に係る食品健康影響評価について貴職に意見を求めたところですが、特定保健用食品の許可権限が消費者庁に移管されることに伴い、安全性及び効果の審査手続きについても消費者庁に移管されることとしていることから、貴職に意見を求めたことについて取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた、特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手續（平成13年厚生労働省告示第96号）第2条第2項の規定に基づき、「ポリフェノール茶」（申請者：アサヒ飲料株式会社）の安全性の審査を行うこと。

